

岡崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下_____「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下_____「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（設計者の資格を有する者であることを証する書類）</u></p> <p>第2条 <u>省令第7条第1項第5号の政令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>設計資格に関する申告書</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p> <p>ア <u>政令第22条第1号から第4号までに掲げる資格を有する者 これらの規定に掲げる大学又は学校を卒業したことを証する書類</u></p> <p>イ <u>政令第22条第5号に掲げる資格を有する者 省令第35条第1号に掲げる者にあつては同号に掲げる講習を修了したことを証する書類、同条第2号に掲げる者にあつては主務大</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。<u>次条において</u>「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。<u>第8条において</u>「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（擁壁の設置に代える措置）</u></p> <p>第2条 <u>政令第20条第1項の規定による擁壁の設置に代える措置は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>石積み工</u></p> <p>(2) <u>編柵工</u><sup>しがら</sup></p> <p>(3) <u>筋工</u></p> <p>(4) <u>積み苗工</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた工法</u></p>

臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者に必要とされる在学期間を証する書類又は資格の資格証の写し

(土地の権利者の同意を得たことを証する書類)

第3条 省令第7条第1項第10号又は同条第2項第8号の法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類は、工事に関する施行同意書とする。

(住民へ周知させるための措置を講じたことを証する書類)

第4条 省令第7条第1項第11号又は同条第2項第9号の法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 措置を講じた旨の報告書
- (2) 次に掲げる周知の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - ア 省令第6条第1号に掲げる方法 説明会の開催の周知範囲が分かる位置図、開催案内、議事録及び説明に用いた資料
  - イ 省令第6条第2号に掲げる方法 書面の配布範囲が分か

(標識の設置)

第3条 法第12条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る工事(法第16条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「許可工事」という。)の期間中、標識を当該工事現場の見やすい場所に設置しておかなければならない。

(工程報告等)

第4条 許可を受けた者は、許可工事が次に掲げる工程に達したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

- (1) 練積み造の擁壁を設置する場合においては、基礎を完了したとき。
- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合においては、配筋を完了したとき。
- (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合においては、型枠を完了したとき。
- (4) 暗渠<sup>きよ</sup>を設置したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、

る位置図及び配布した書面  
ウ 省令第6条第3号に掲げる  
方法 掲示場所が分かる位置  
図、掲示状況の写真及び住民の  
閲覧に供したウェブページの  
写し

(工事の許可申請書又は届出書の  
添付書類)

第5条 省令第7条第1項第12号及  
び第63条第1項第2号の規則で定  
める書類は、次に掲げる書類とす  
る。

(1) 工事の施行に係る土地の登記  
事項証明書（全部事項証明書に限  
る。）

(2) 工事の施行に係る土地の不動  
産登記法（平成16年法律第123号）  
第14条第1項の地図又は同条第  
4項の地図に準ずる図面の写し

(3) 工事の施行に係る土地の求積  
図

(4) 工事主の資力及び信用に関す  
る書類

(5) 工事施行者の能力に関する書  
類

(6) 盛土又は切土をする土地の求  
積図

(7) 盛土又は切土の土量計算書

(8) 排水施設の設計に係る書類

(9) 政令第17条の規定に基づき、  
政令第8条第1項第2号及び第  
9条から第12条までの規定によ  
る擁壁と同等以上の効力がある  
と国土交通大臣が認める擁壁を

あらかじめ市長が指定する工程  
2 市長は、前項の報告があったとき  
は、当該許可工事について中間検査  
を行うことができる。

使用する場合は、認定書の写し及び工事の計画が認定の条件を満たしていることを証する書類

(10) 崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(11) その他市長が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号及び第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項第1号から第5号までに掲げる書類その他市長が必要と認める書類とする。

3 省令第58条第1項第2号及び同条第2項第2号の規則で定める書類は、第1項第5号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類とする。

4 第1項第4号の工事主の資力及び信用に関する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事主の資力及び信用に関する申告書

(2) 工事主が、法人の場合にあっては直近1年の法人税の納税証明書、個人の場合にあっては直近1年の所得税の納税証明書

(3) 工事主並びにその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するも

のと認められる者を含む。ウにおいて同じ。）及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）（次号において「役員等」という。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 工事主及びその役員等が、次のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（イにおいて「暴力団員等」という。）。

イ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5 第1項第5号の工事施行者の能力に関する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事施行者の能力に関する申告書

(2) 工事施行者が、法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類

（申請の取下げ）

第6条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可の申請をした者は、当該許可を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（着手の届出）

第7条 法第12条第1項又は第30条



たときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、指示を受けなければならない。

(軽微な変更の届出)

第9条 法第16条第2項及び第35条

第2項の規定による届出は、届出書に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更の場合にあっては、当該変更があったことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(定期報告書の添付書類)

第10条 省令第48条第1項及び第2

項並びに第78条第1項及び第2項に規定するその他の書類は、工事の進捗状況を記載した図面とする。

(工事取りやめの届出)

第11条 略

(工事\_\_\_\_\_の許可に関する証明書の交付申請)

第12条 略

たときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、指示を受けなければならない。

(宅地造成等工事の計画の変更届)

第6条 法第16条第2項\_\_\_\_\_

の規定による届出は、届出書に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 造成主\_\_\_\_\_

の変更の場合にあっては、当該変更があったことを証する書類

(2) 設計者の変更の場合であって許可工事が法第13条第2項に規定する工事に該当するときにあつては、変更後の設計者が同項に規定する資格を有することを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(工事取りやめの届出)

第7条 略

(宅地造成等工事の許可に関する証明書の交付申請)

第8条 略



(委任)

第13条 略

(委任)

第9条 略